

高齢者虐待防止について

高齢者虐待防止法の正式名称

「高齢者虐待の防止、 養護者に対する支援等 に関する法律」

(平成18年4月1日施行)

目的：高齢者の尊厳保持の為虐待を受けた高齢者に対する保護の措置と共に、養護者の負担の軽減を図る。

◎虐待をしている人を罰する法律ではなく、高齢者の保護と養護者への支援について定められている。

高齢者虐待防止法の特徴

- 高齢者虐待の早期発見・早期対応
- 市町村が虐待防止行政の担い手としている
- 国民全般に通報義務等を課す
- 保健・医療・福祉関係者の早期発見等への協力
- 「自覚」「悪意」は問わない
 - 市町村が対応責務に基づき、虐待の有無を判断

高齢者の定義

- ・ 高齢者虐待防止法では、「高齢者」を65歳以上の者と定義
(第2条第1項)
- ・ 65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、またはその他養介護事業に係るサービスの提供を受ける障がい者については、「高齢者」とみなし、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定が適用される (第2条第6項)

高齢者虐待の定義

① 養護者による高齢者虐待 **通報・相談先: 地域包括支援センター、市**

- ・ 養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設事業者等以外のもの」
- ・ 金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている者（高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等）

② 養介護施設従事者等による高齢者虐待 **通報・相談先: 市**

- 養介護施設 ...特別養護老人ホーム・老健施設・地域包括支援センター
有料老人ホーム
- 養介護事業 ...デイサービス・ヘルパー・ショートステイ・福祉事業者
小規模多機能型居宅介護・ケアマネジャー
- 養介護施設・養介護事業の業務に従事する者
...施設長・事務職員など介護職以外で直接高齢者に
関わる他の職種も含む

養護者による虐待 ～家庭内での高齢者虐待のリスク～

- ▶ 高齢者に認知症の症状がある。または認知症が疑われる状態
- ▶ 要介護度が重度（要介護3以上）の場合
- ▶ 夫婦のみの世帯・高齢者と単身の子供の2人世帯などの小規模家庭
- ▶ 家族の精神疾患・障がい
- ▶ 経済的困窮
- ▶ 家庭内の確執・不和

どこの家庭でも起こる可能性がある。

虐待の種類

- 身体的虐待
- 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）
- 心理的虐待
- 性的虐待
- 経済的虐待

① 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加える事

- ▶ 平手打ち、つねる、殴る、蹴る
- ▶ 本人に向けて物を投げつける。
- ▶ 医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。
- ▶ 無理やり食事を口に入れる。
- ▶ 意図的に薬を過剰に服用させる。
- ▶ 正当な理由なく継続的に身体拘束する。

利用者またはほかの利用者の生命または身体を保護するため、「緊急やむをえない場合」を除き、禁止

② 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による身体的虐待、心理的虐待、性的虐待と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること

- ▶ 入浴させず異臭を放つ状態にする
- ▶ 髪や爪が伸び放題
- ▶ 皮膚が汚れたまま
- ▶ 空腹状態や脱水症状、栄養失調の状態を長時間継続
- ▶ 室内にゴミを放置するなど劣悪な住環境で生活させる
- ▶ 医療・介護保険サービスなどを、理由なく制限させたり利用させない

* 意図的かどうかは問わない。

③ 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

- ▶ 人前で失敗を話し、高齢者に恥をかかせる
- ▶ 排泄の失敗、食べこぼしなどを嘲笑をする
- ▶ 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- ▶ 侮辱を込めて、子供のように扱う
- ▶ 台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する
- ▶ 家族や親族、友人等との団らんから排除する

④ 性的虐待

本人との間で合意もなく、あらゆる形態の性的な行為を行ったり、強要したりすること

- ▶ 合意のないキス・性器への接触
- ▶ セックスを強要する
- ▶ 裸にする
- ▶ 高齢者の前でわいせつな言葉を発する、会話する
- ▶ わいせつな映像を見せる
- ▶ 排泄の失敗の懲罰として下半身を裸にして放置

⑤ 経済的虐待

勝手に本人の財産や金銭を使用したり、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限したりすること

- ▶ 日常生活に必要な金銭を渡さない
- ▶ 本人の自宅等を無断で売却する
- ▶ 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用

* 養護者だけではなく、（現に養護していない）高齢者の親族による当該行為も虐待に該当する。

通報先は？相談先は？

①養護者による高齢者虐待

＊各地域包括支援センター

【両津地区】

佐渡東地域包括支援センター ☎23-5515

【相川・佐和田・金井地区】

佐渡西地域包括支援センター ☎57-8152

【新穂・畑野・真野地区】

佐渡中地域包括支援センター ☎58-7173

【小木・羽茂・赤泊地区】

佐渡南地域包括支援センター ☎88-3844

【佐渡市社会福祉部 社会福祉課内】

総合福祉相談支援センター ☎63-3127

②養介護施設従事者等による高齢者虐待

＊佐渡市社会福祉部 高齢福祉課 ☎63-3790



対応事例の紹介 ①

■ 身体的虐待、心理的虐待、介護・世話の放棄・放任のケース

本人：80代女性 認知症 要介護3

夫：80代 要支援2

世帯：本人、夫と二人暮らし

相談者：担当ケアマネ

対応事例の紹介 ②

■ 身体的虐待、心理的虐待のケース

本人：80代女性 認知症 要介護3

息子：40代（独身）

世帯：本人、息子と二人暮らし

相談者：民生委員

対応事例の紹介 ③

■ 身体的虐待のケース

本人：80代女性 自立

息子：60代（独身） 無職・無収入

世帯：本人、息子と二人暮らし

相談者：警察